

広島県教育委員会教育長告示第二号

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則（平成二十年広島県教育委員会規則第二号）第九条の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則を次のように定める。

平成二十年三月十八日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則

施行細則

（趣旨）

第一条 この教育委員会教育長告示は、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則（平成二十年広島県教育委員会規則第二号。以下「規則」という。）第九条の規定に基づき、指導が不適切である教諭等の認定の申請及び認定等に関し、必要な事項を定める。

（様式）

第二条 規則に規定する次表上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

書	類	様式
一 指導が不適切である教諭等認定申請書（規則第四条第一項の表第一号）		様式第一号
二 指導が不適切である教諭等の認定申請に係る調書（規則第四条第一項の表第一号及び第二号）		様式第二号
三 指導が不適切である教諭等認定申請書（規則第四条第一項の表第二号）		様式第三号
四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）		様式第四号
五 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第三項）		様式第五号
六 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）		様式第六号
七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）		様式第七号
八 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定の解除に係る通知（規則第八条第三項）		様式第八号
九 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第八条第三項）		様式第九号
十 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）		様式第十号

2 規則第四条第一項の表第二号に定めるところにより、市町教育委員会から指導が不適切である教諭等認定申請書が提出されたときは、所轄の教育事務所長は、様式第十一号による指導が不適切である教諭等の認定に係る意見書を作成するものとする。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第 1 号

平成 年 月 日

指導が不適切である教諭等認定申請書

教 育 長 様

広島県立 _____ 学校長 印

次の者について、指導が不適切である教諭等としての認定を申請します。

職 名	候 補 者 氏 名

校 長 の 意 見	
指導が不適切である 教諭等に該当すると 考える理由	
研修内容・研修先等 に関する意見	
総 合 的 意 見	

- 注 1 可能な限り説明資料を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

候補者の勤務状況等	校長等これまでの指導とその結果
1 服務の状況	
2 教育活動の状況	
3 校務分掌の状況	
4 対人関係	

指導改善研修において必要とする内容	具体的な方法
1 教育内容面	
2 生徒指導面	
3 対人関係面	
4 その他	

学 校 名

校 長 氏 名

印

- 注
- 1 可能な限り説明資料を添付すること。
 - 2 「指導改善研修において必要とする内容」及び「具体的な方法」欄には、指導が不適切である教諭等の認定の手続, 指導改善研修の実施等に関する規則第6条第3項に規定する指導改善研修に関する計画書に反映させたい事項について記入すること。
 - 3 校長は、氏名を記入して、私印を押印すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 3 号

平成 年 月 日

指導が不適切である教諭等認定申請書

広島県教育委員会教育長様

教育委員会教育長 印

次の者について、指導が不適切である教諭等としての認定を申請します。

市 町 名	所 属 校 名	職 名	候 補 者 氏 名

教育委員会の意見	
指導が不適切である 教諭等に該当すると 考える理由	
研修内容・研修先等 に関する意見	
総合的意見	

- 注 1 可能な限り説明資料を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4号

平成 年 月 日

立 学校
様

広島県教育委員会教育長
(教 職 員 課)

指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定について (通知)

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則 (平成 20 年広島県教育委員会規則第 2 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、あなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、広島県立教育センター等において平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、指導改善研修 () を実施することとしました。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

平成 年 月 日

指導改善研修に関する計画書

_____様

広島県教育委員会教育長
(教 職 員 課)

- 1 所属校名
職名・氏名
- 2 指導改善研修期間
平成 年 月 日 () ～平成 年 月 日 ()
- 3 研修内容

領域	教科等	項目	研修内容	単位数	
				講義	演習

4 年間研修計画

月	日	曜日	研修内容	
			午前	午後

注 1 研修内容及び年間研修計画の表中の各項目は、適宜追加し、又は省略して差し支えないものとする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 6 号

平成 年 月 日

指導が不適切である教諭等の状況報告書 (例月用)

広島県教育委員会教育長様

学校長 印

次のとおり、平成 年 月分の状況を報告します。

市町名	所属校名	職名	氏名
	立 学校		

() 月分

指導内容	指導担当者	指導方法	当該教諭等の状況

- 注
- 1 可能な限り説明資料を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第7号

平成 年 月 日

指導が不適切である教諭等の状況報告書

広島県教育委員会教育長様

学校長 印

所属校名	立 校	氏 名	
1 勤務の状況 (休暇, 出退勤及び勤務状況等)			
2 校務分掌及び教育活動の状況			
3 研修等の状況			

4 その他（人間関係、健康状態等）
5 研修の成果
6 今後の課題

注 1 指導記録・研修記録（その様式のいかんを問わない。）その他の資料を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号

平成 年 月 日

立 学校
様

広島県教育委員会教育長
(教 職 員 課)

指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定の解除について (通知)

平成 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手續，指導改善研修の実施等に関する規則（平成 20 年広島県教育委員会規則第 2 号）第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき，平成 年 月 日をもって当該認定を解除することとしました。

注 用紙の大きさは，日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 9 号

平成 年 月 日

立 学校
様

広島県教育委員会教育長
(教 職 員 課)

指導改善研修の期間の延長について (通知)

平成 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、指導改善研修 () を実施したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則 (平成 20 年広島県教育委員会規則第 2 号) 第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、研修期間の延長が適当であると認められたため、指導改善研修 () を、同日以後、平成 年 月 日まで延長して実施することとしました。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

平成 年 月 日

立 学校
様

広島県教育委員会教育長
(教 職 員 課)

指導の改善の程度に関する認定について (通知)

平成 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、指導改善研修 (_____) を実施したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則 (平成 20 年広島県教育委員会規則第 2 号) 第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当する旨の認定を行いました。

今後の措置については、追ってお知らせします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

